

・新宿区基本構想審議会について

・基本構想・基本計画とは

・新宿区の現況

・新宿区の課題

・新宿区基本構想審議会について

1 基本構想審議会の法的根拠

地方自治法第138条の4第3項による執行機関の附属機関とします。
(昭和60年3月条例制定)

2 基本構想審議会の位置づけ(新基本構想・新基本計画策定までの大きな流れ)

新基本構想・新基本計画策定までの大きな流れでは、第2段階に位置します。

第1段階

新宿区民会議による検討と提言

(平成17年6月～平成18年6月)

第2段階

基本構想審議会による審議と答申

(平成18年7月～平成19年2月)

第3段階

新基本構想・新基本計画・実施計画(第1次)の区案作成

(平成19年3月～平成19年8月:予定)

第4段階

区案についてパブリックコメントを実施

(平成19年8月下旬～平成19年9月下旬:予定)

第5段階

新基本構想区案を議案として議会に上程

(平成19年第4回定例会:予定)

第6段階

新基本計画は、新基本構想との関係を踏まえて策定予定。第1次実施計画は、新基本計画と整合を図った上で策定予定。

3 基本構想審議会と新宿区民会議との関係

新宿区民会議

区は、今回の基本構想・基本計画・都市マスタープランの策定にあたり、区民等との協働と参画による計画づくりを行うため、平成17年6月に新宿区民会議を設置しました。

新宿区民会議は、376名の公募区民委員と14名の学識委員の計390名で構成され、テーマごとの6つの分科会を中心に、基本構想や基本計画、都市マスタープランに盛り込むべき内容について約1年間検討を行い、平成18年6月25日、その検討結果を提言書としてまとめ、区長へ提出しました。

基本構想審議会と新宿区民会議との関係

区は、新宿区民会議に対し、基本構想審議会との関係について、次の3点を明示しています。

区長は、新宿区民会議から提出された提言書を最大限尊重するものとして、基本構想審議会へ基本構想の見直し及び新たな基本計画の策定について諮問します。

基本構想審議会からは答申前に、一定の考え方をまとめた骨子（案）を区長へ提出いただきます。

区長は、基本構想審議会から提出された骨子（案）を新宿区民会議へお知らせし、新宿区民会議から骨子（案）に対する意見書を提出いただきます。

基本構想・基本計画とは

1 基本構想とは

基本構想は、区政運営において持ち続ける基本理念と目指すまちの姿（まちづくりを進めるうえでの目標）を示すものです。

区のいろいろな計画や事業は、すべてこれをもとに行います。

基本構想は、議会の議決を経て区が策定します。その根拠は、地方自治法にあります。

地方自治法第2条第4項

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」

2 基本計画とは

基本計画は、基本構想を実現するために、区の基本目標や施策の方向性を体系的に示すものです。

基本計画は、基本構想との関係も踏まえて策定します。

3 計画の体系・構造

現在、多くの自治体は、「基本構想」>「基本計画」>「実施計画」という三層構造（構成）を採用しており、新宿区もそのひとつです。このそれぞれは樹木に例えれば、「幹」、「枝」、「葉」の関係にあたります。

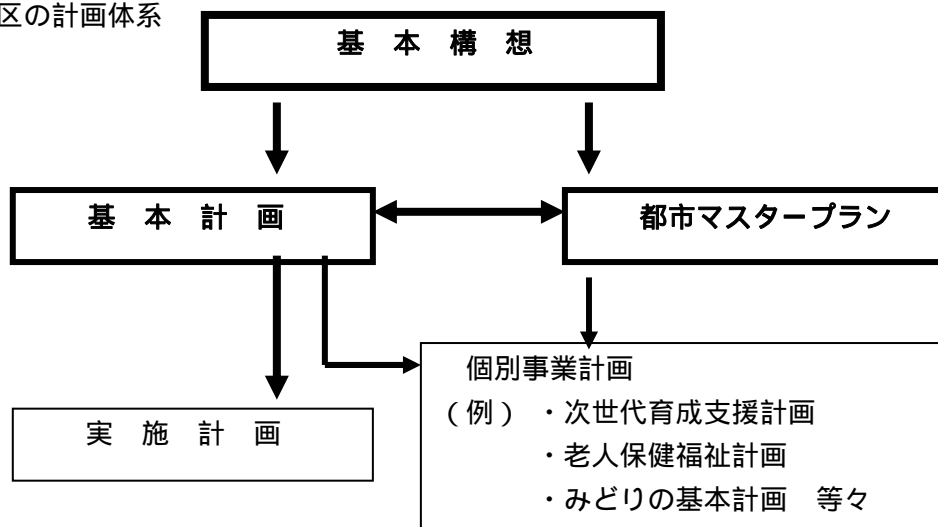
基本構想 = 「幹」

基本計画 = 「枝」

実施計画 = 「葉」



区の計画体系



4 新宿区基本構想のこれまで

「区民生活と都市機能の調和をめざして」

昭和48年、新宿区初の基本構想「区民生活と都市機能の調和をめざして」を策定

「新宿ともに生き、集うまち」

昭和62年、基本構想「新宿ともに生き、集うまち」を議決により策定

「ともに生き、集うまち ともに考え、創るまち」

平成9年3月、現在の基本構想を議決

基本理念

<人間性の尊重> <自立と交流連帯> <地域性の重視>

将来像

『ともに生き、集うまち ともに考え、創るまち』

目標年次

21世紀初頭

基本目標（5つの柱）

- 1 健康でおもいやりのあるまち
- 2 とともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
- 3 安全で快適な、みどりのあるまち
- 4 にぎわいと魅力あふれるまち
- 5 身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち

5 現在の基本計画

策定年	平成9年12月 (後期基本計画は平成15年1月策定)
計画期間	平成10年度～19年度 (後期基本計画は平成15年度～19年度)
構成	・計画の基本的考え方、計画の背景、計画の方向 ・計画の内容 第1章 健康でおもいやりのあるまち 第2章 とともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち 第3章 安全で快適な、みどりのあるまち 第4章 にぎわいと魅力あふれるまち 第5章 身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち 第6章 構想の推進のために

・新宿区の現況

1 新宿のまちの歴史の変遷

区名の由来

江戸に幕府が開かれた慶長8年（1603年）の翌年に、日本橋を起点として五街道が定められました。このうち、甲州街道は日本橋から甲府に至る幹線でしたが、日本橋から最初の宿場である高井戸までの距離が長く、旅人が難儀していました。そこで、名主・高松喜六らの願いにより、元禄11年（1698年）その中間にあたる地に宿場の設置が認められました。この宿場は、内藤氏が幕府に返上した屋敷地に置かれたことと、新しい宿の意味から「内藤新宿」と呼ばれ、新宿の地名の起こりとなりました。

市街地形成の変遷

- ・新宿区の市街化は、江戸城の外濠工事（1683年）により、江戸市中の寺社が四谷周辺に移転してきたことに始まったと言われています。
- ・また、上記のように、甲州街道の発達とともに、街道沿いの宿場町として、江戸四宿のひとつとして「内藤新宿」が発達しました。
- ・明治から昭和にかけて、鉄道網の発達とともに市街化が進みました。特に、関東大震災（1923年）を契機に、東京の人口中心が西側に移動するにつれて、都心と郊外の交通結節点として、新宿の地位が高まりました。牛込・四谷周辺や、甲州街道・青梅街道沿いには、高密度な市街地が形成されました。市街化の最も遅れた落合地域でも、大正末期から、高台で高級住宅地の造成が始まりました。
- ・その後、第二次世界大戦の戦火で区内の63%が焼失しましたが、戦後の復興によって再び高密度な市街地が形成されました。
- ・さらに、1968年の副都心建設事業を契機に、新宿西口において大規模な土地の高度利用が実施されることとなり、超高層ビルの開発が相次ぎました。
- ・西新宿の開発は当初、民間による業務ビルやホテル建設が主体でしたが、1991年には都庁舎も新宿に移転するなど、官公庁を含む新都心として機能の集積をみています。

現在の新宿区は1947年3月15日に、かつての四谷・牛込・淀橋区が統合して成立しました。「新宿」という名称は歴史的な由来のほか、新宿御苑や新宿駅が全国的にも有名であり、普遍的であるとして採用されたものです。

2 区政を取巻く概括的状況

21世紀に入り、経済のグローバル化や情報化の一層の進展により、日本を取り巻く環境は大きく変化しています。

わが国は、今、かつて経験したことのない「人口減少社会」を迎えました。急速に進む少子高齢化は、社会や経済、地域の基盤を根底から揺るがす事態をもたらしています。

また、2007年以降、いわゆる団塊の世代が大量に定年退職を迎えます。団塊の世代の退職は社会的にも経済的にも大きな影響を与えます。シニア世代の能力の活用と地域社会への積極的な参加が期待されています。

人々の意識の面においても、規範意識や帰属意識に変化がみられます。また、地域のコミュニティ意識も希薄化しており、これらは、青少年の健全育成や治安の回復などに少なからぬ影響を与えています。平成16(2004)年には新潟県中越地震が発生し、台風が何度も日本を直撃しました。安全・安心に対する区民の関心は一層高まっています。

さらに成熟社会を迎え、心の豊かさや生活の質を求める人々の声はますます大きくなっています。それにつれ、自分たちのまちの歴史や文化に関心を寄せる人が増えており、地域の文化を見直す時代が到来しています。

一方、我が国の経済は、企業収益や雇用情勢などの改善から、景気は回復しており、企業部門の好調さが家計部門へと波及してきてはいますが、原油価格の高騰や三位一体改革による歳入構造の変化等について、未だ不透明な部分があるため、先々を楽観的に見通すことが難しい状況にあります。

区財政においては、これまで取り組んできた行財政改革の効果により歳出が抑制され、平成12(2000)年度から5年連続で実質単年度収支が黒字になりました。しかし、国の三位一体改革などによる区財政への影響も判然としない中では、景気の本格的な回復を前提とする区税収入を見込むことは困難です。

しかし、その一方で、区が直面する行政需要は、少子高齢化への対応や安全・安心対策、施設の更新需要など一層大きくなることが予想されます。また、生活保護者の増加等により、社会保障関係経費の伸びは今後も続くと思われれます。財政の弾力性を示す経常収支比率はこの6年間で一定の改善を見ましたが、平成16(2004)年度は81.3%と、一般に適正水準と考えられている70~80%をまだ上回っています。

3 人口

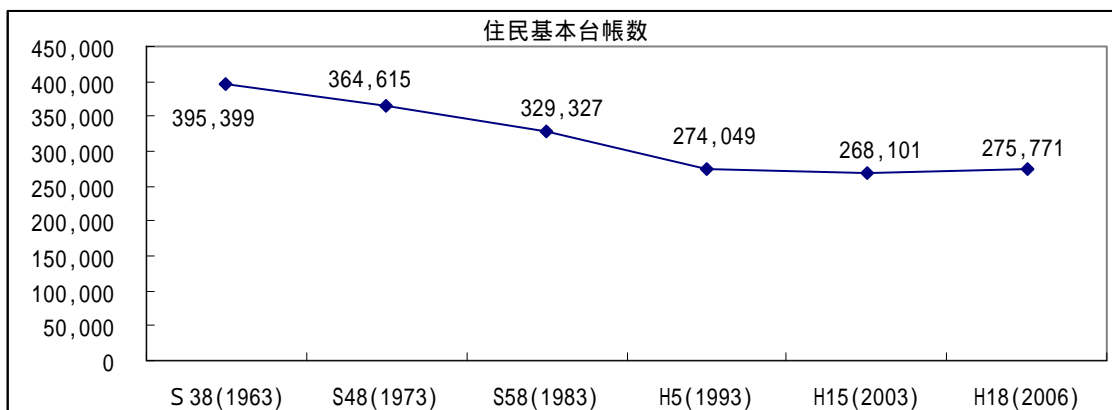
総人口

平成18年1月1日現在の新宿区の総人口は305,536人です。このうち、住民登録人口は275,771人で、外国人登録人口は29,765人です。

住民登録人口

区の住民登録人口は、昭和38年の395,399人をピークに長らく減少傾向にありましたが、平成9年以降は増加傾向に転じました。特に平成14年以降は年2,500人程度の人口増で増加数自体も大きくなる傾向にあります。10年前の総人口を100とすると、平成18年の総人口は104.4で、10年前の水準を上回っています。

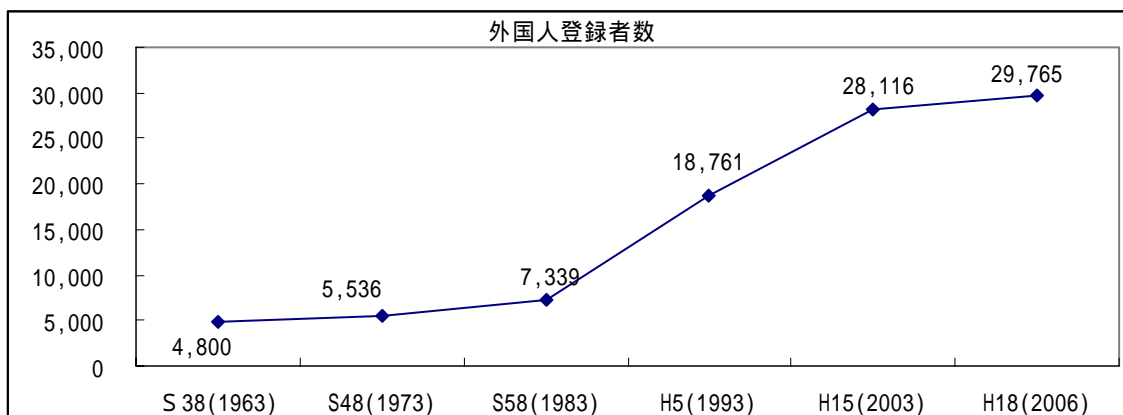
これはここ数年間の都心における新規分譲マンション建設の増加といった住宅事情による転入人口の増や転出が安定的に推移していることを反映したものです。



外国人登録人口

外国人登録人口については、ここ20年間は増加傾向にあり、ここ数年は鈍化していますが、昨年度は1,493人の増加となっています。10年前の平成8年は総人口に占める割合は6.7%でしたが、平成18年は9.7%と1割近くになっています。特に、大久保地区ではこの15年間で2倍強に増え、地区人口の2割以上を占めており、町丁別では4割を越えるところもあります。外国人登録者の約7割は、中国又は韓国・朝鮮の人々です。

登録者数、総人口に占める割合とも、特別区では最も高い数値となっており、増加率についても、特別区全体や全国と比較すると非常に高いものとなっています。

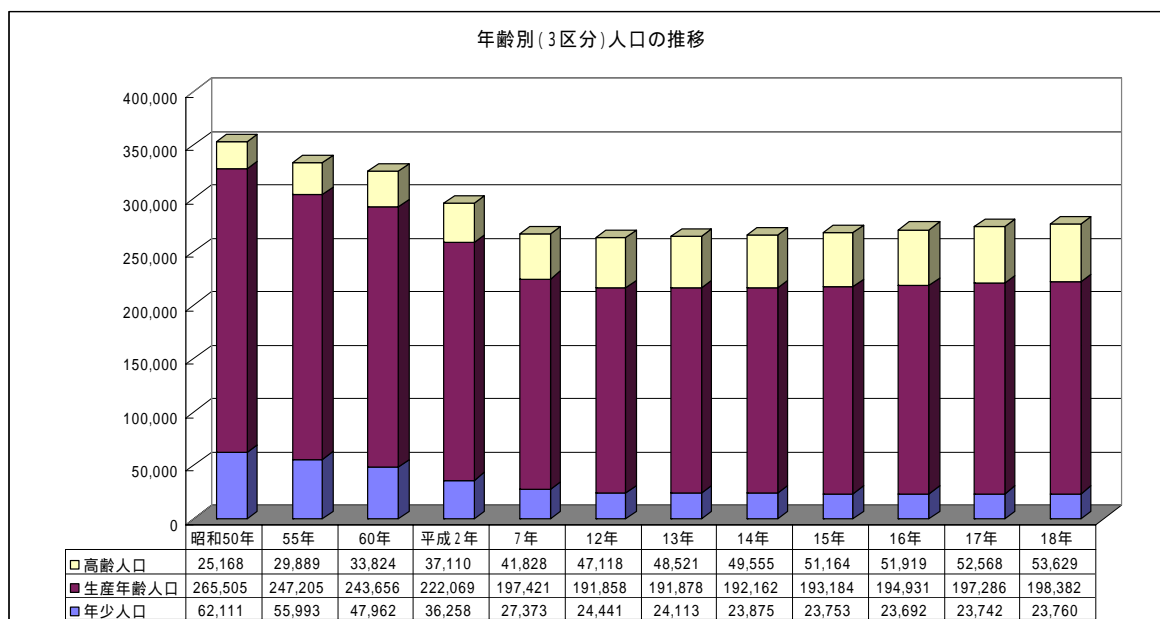


年齢別構成（住民登録人口）

人口の年齢構成は、まず年少人口（15歳未満）を見ると、平成18年1月1日現在は23,760人で、人口に占める割合は8.6%です。約30年前の昭和50年と比較すると、人口で38,351人減少し、率は9.0ポイント減となっています。平成17年の年少人口の占める割合を、特別区、東京都全体、国と比較すると、特別区では3番目に低いものです。また、東京都全体の11.9%や国の13.9%から見てもかなり低い水準にあるといえます。

一方高齢人口（65歳以上）は53,629人で、人口に占める割合（高齢化率）は19.4%です。やはり約30年前の昭和50年と比較すると、人口で28,461人増加し、率は12.3ポイント上昇しています。平成17年の高齢化率を、特別区、東京都全体、国と比較すると、特別区では9番目に高いものです。東京都全体の17.9%より高く、国の19.8%とほぼ同水準にあります。なかでも後期高齢者といわれる75歳以上の人口は24,934人で高齢化率は9.0%を占め、年少人口とほぼ同じ人口となっています。

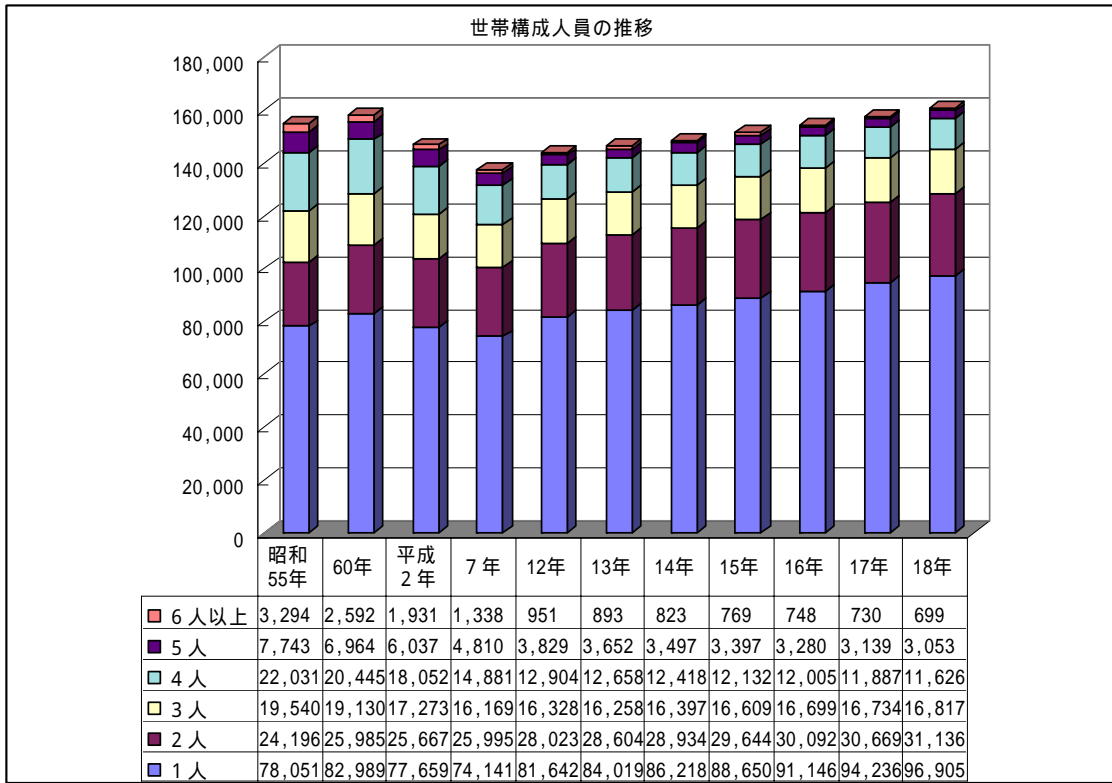
このように、他区や東京都、国全体の数値から見ても、新宿区の少子高齢化はかなり進んでいるといえます。



世帯（住民登録人口）

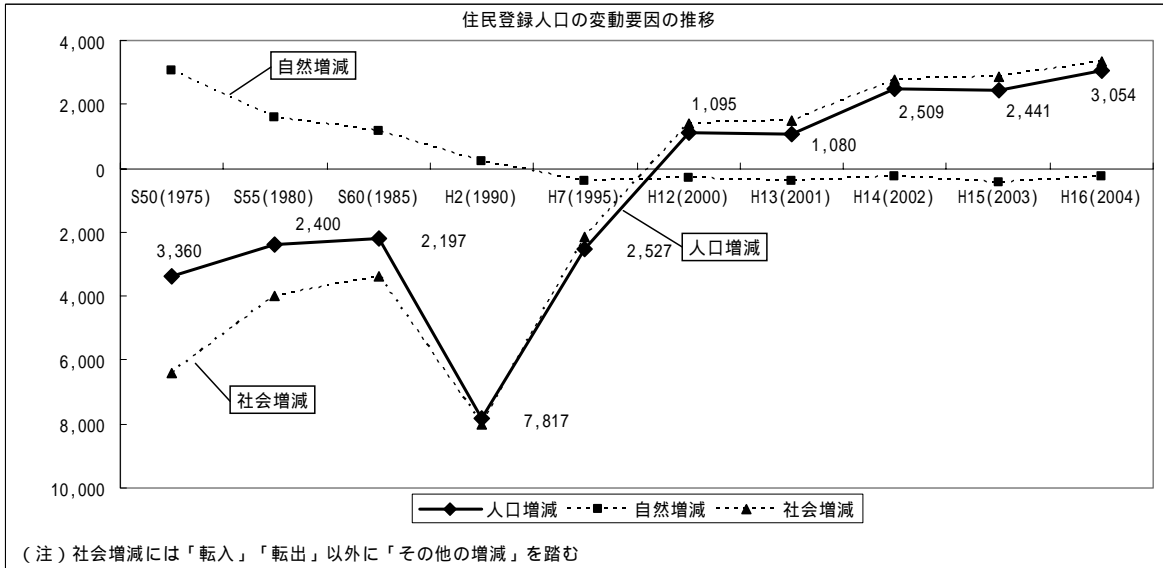
平成18年1月1日現在の世帯数は160,236世帯です。世帯数については平成7年以降一貫して増加傾向にあり、10年間で22,535世帯増加しました。

しかし、世帯の構成を見ると、単身世帯が96,905世帯で全体の60.5%を占めており、平成2年以降大きく増加しています。また、ひとり親世帯も増加傾向にあり、1世帯あたりの家族数は1.72人で平均減少傾向が続いており、特別区の平均を大きく下回っています。



人口動態

人口増減は、平成3年以降一貫した自然減に対し、社会増減は昭和50年代の減少が徐々に改善し、平成9年に社会増に転じたのと同時に、人口も増加に転じました。以降の人口増加はほぼ社会増によってもたらされています。

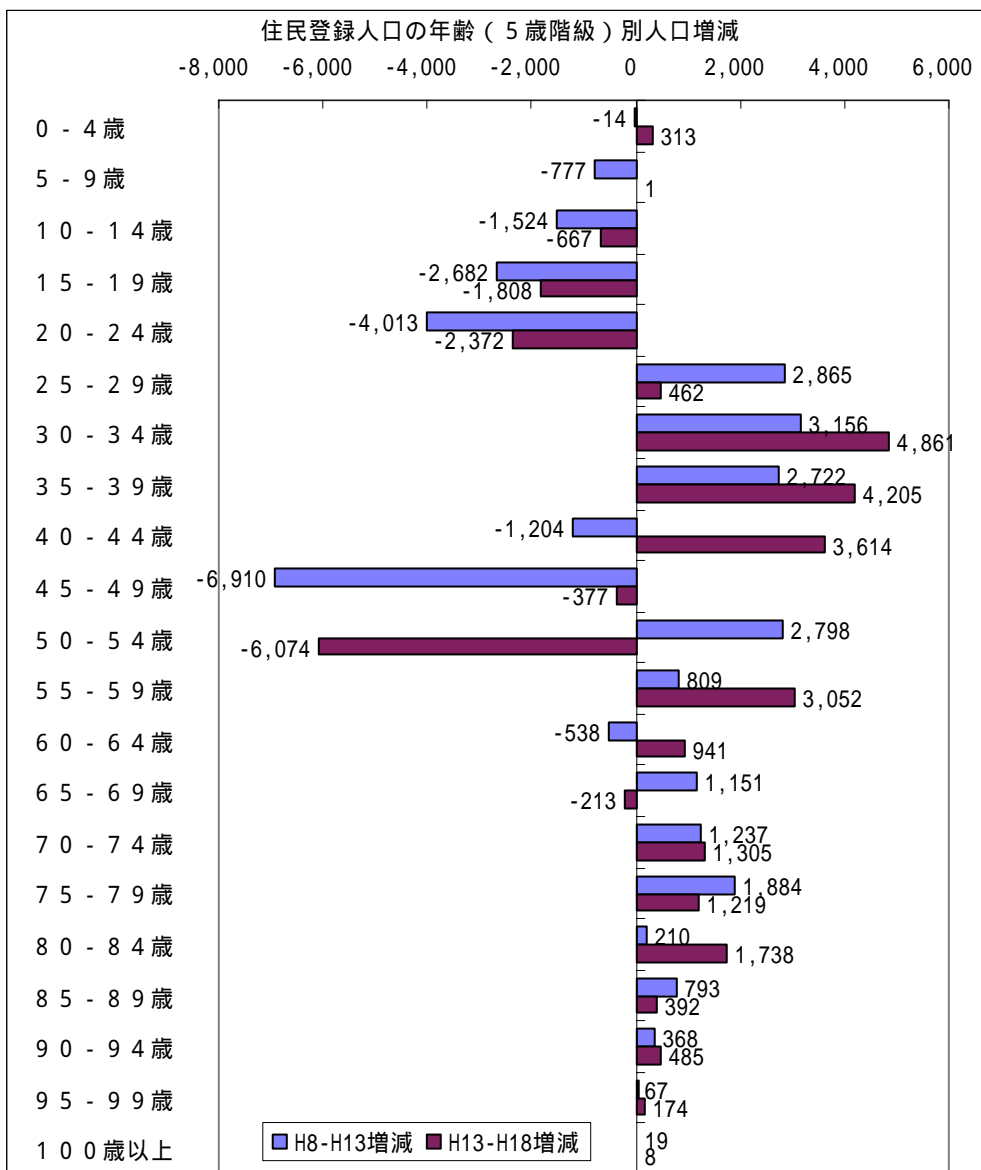


「自然減」: 死亡数が出生数を上回る

「社会増」: 転入数が転出数を上回る

次に、ここ10年間の年齢階層（5歳階級）別の人口増減をみると、20代後半から30代の階層、70代以上の階層で人口が増加しています。特に、30代の階層での増加は、平成13年から平成18年にかけてさらに大きくなっており、40代前半の階層では減少から増加に転じています。これらは、平成13年から平成18年にかけて0～4歳の階層が増加に転じていることから、都心回帰による若年ファミリー層の流入による影響が主要因であると推測されます。

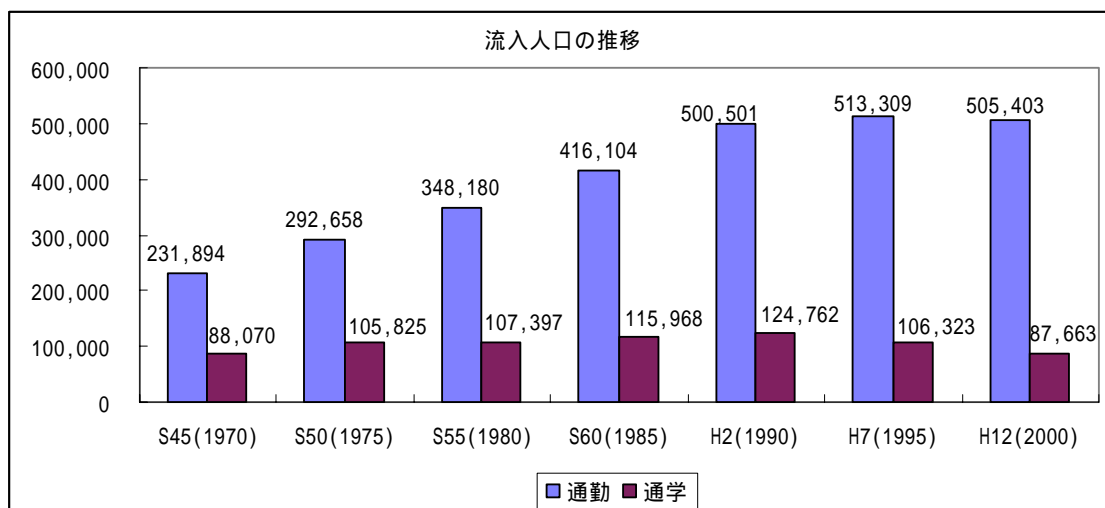
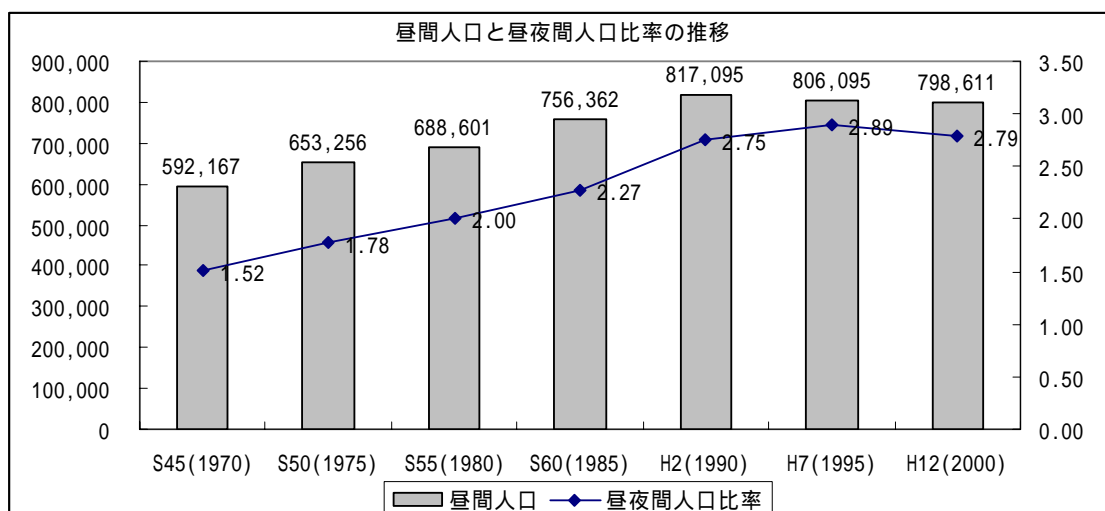
なお、平成8年から平成13年にかけて45～49歳の階層で人口が大きく減少し、50～54歳の階層で人口が増加しています。平成13年から平成18年にかけても50～54歳の階層と、55～59歳の階層で同様の関係がみられますが、これらは団塊世代がそれぞれ次の階層へシフトしたことによる影響が要因と考えられます。



昼間人口、流入・流出口

昼間人口は、平成2年にピークを迎え、817,095人に達しましたが、平成12年には798,611人と、10年間で18,484人減少しました。昼夜間人口比率も、平成12年には2.79と、平成7年(2.89)よりも低下しました。

次に、流入人口の内訳をみると、平成7年まで通勤流入は一貫して増加していましたが、平成12年は505,403人と平成7年よりも少なくなっています。通学流入は、少子化の影響もあり、平成2年以降減少し続けており、平成12年には87,663人となっています。



「昼夜間人口比率」：常住人口（夜間人口）に対する昼間人口の割合

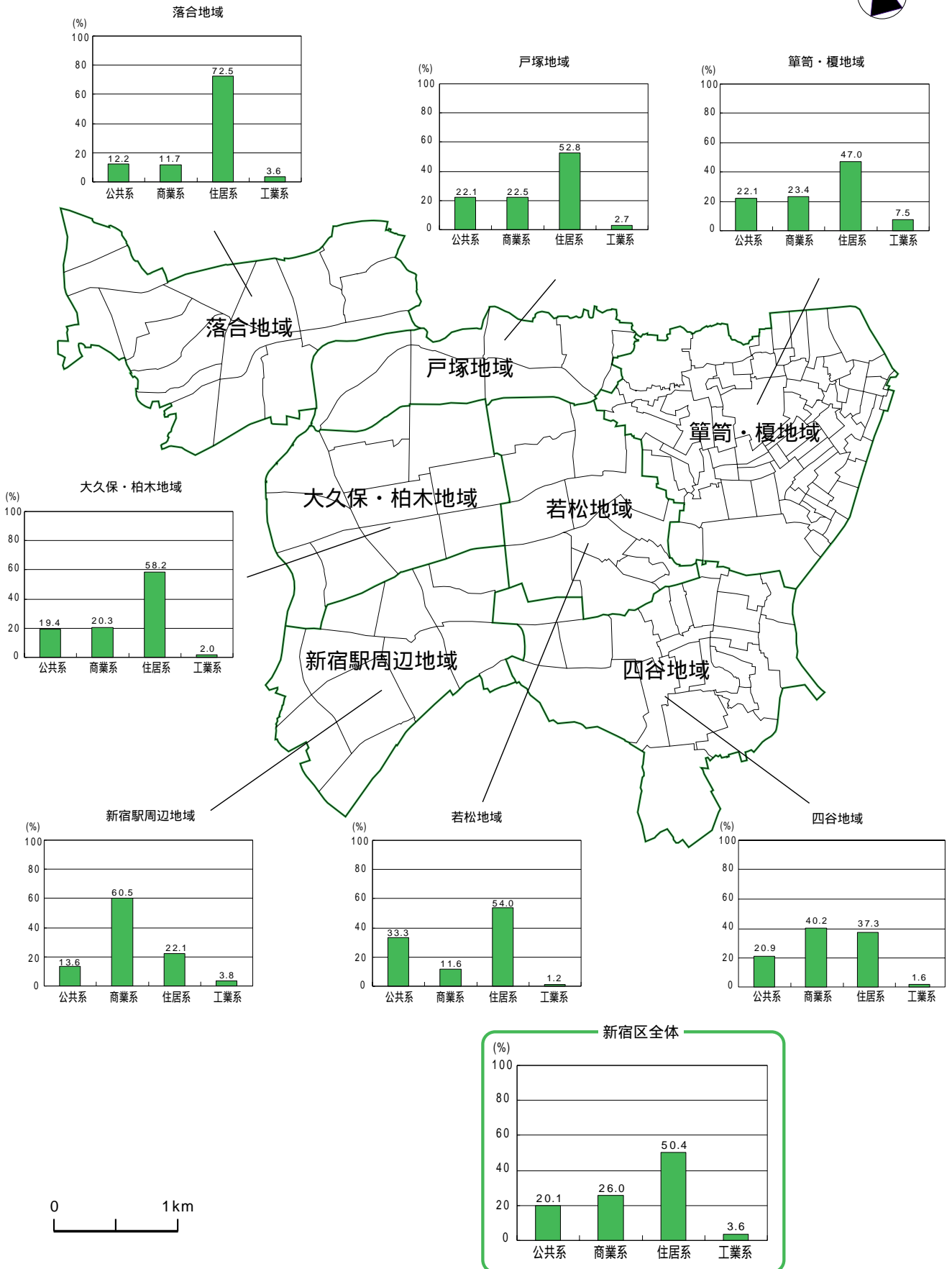
4 土地の利用状況

新宿区は、道路、公園等を除く全面積の約50.4%が住宅系の土地利用となっています。しかし、昭和61年から平成13年の15年間の土地利用構成比率の変化を見ると、住宅系は各地で減少しており、特に四谷地域では大きく減少（約11ポイント）しています。

一方、業務商業系は各地域で増加しており、中でも新宿駅周辺地域や四谷地域で大きく増加（約10ポイント）しています。

新宿区全域での変化を見ると、住宅系は8.0%減少したのに対し、業務商業系は、7.3%の増加を示しています。このことから、新宿区全域が業務地化の傾向にあるといえます。

図2-1 地域別土地利用構成比率

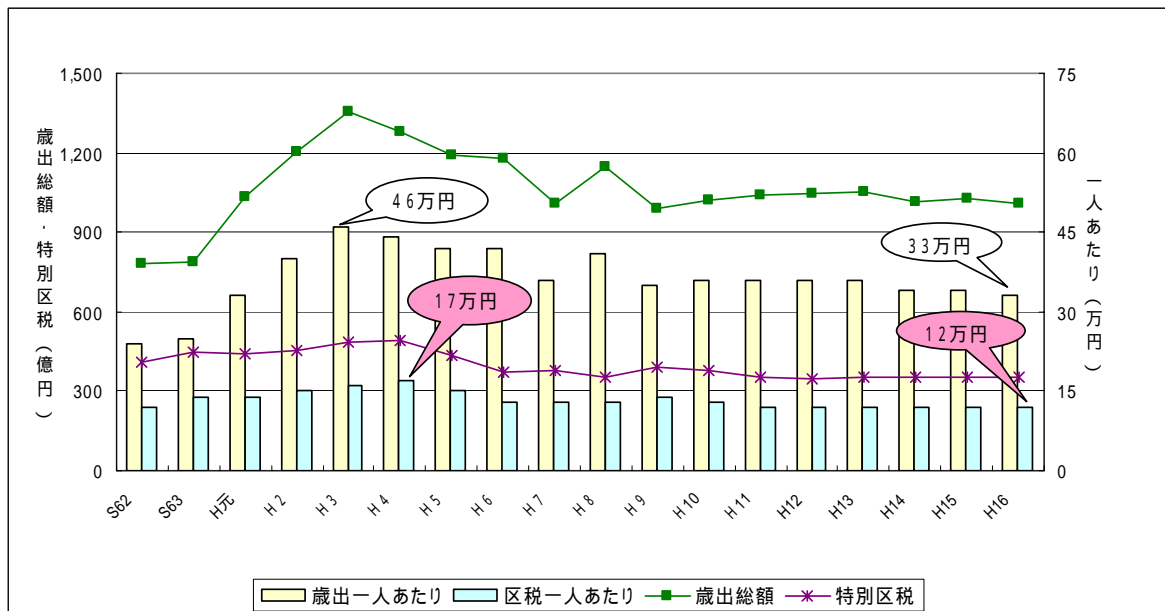


5 財政（平成16年度の普通会計決算の状況）

財政規模（歳出総額）

新宿区の財政規模（普通会計決算・歳出総額）は、昭和62年度には784億円でしたが、平成元年度には1,000億円を超え、平成3年度には1,355億円とピークをみました。しかし、その後は景気の後退に伴って、財政規模の圧縮に努め、平成7年度以降は、1,000億円規模でほぼ横ばいの状況が続いており、平成16年度の歳出総額は1,008億円でした。

区分	年度	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
歳出総額		784	787	1,031	1,206	1,355	1,277	1,191	1,179	1,006	1,144	989	1,022	1,039	1,047	1,053	1,016	1,028	1,008
特別区税		408	448	443	456	486	491	436	371	377	351	390	381	350	344	356	355	352	354
人口		328	318	308	302	296	290	285	283	281	280	282	283	285	288	293	296	300	302
歳出一人あたり		24	25	33	40	46	44	42	42	36	41	35	36	36	36	36	34	34	33
区税一人あたり		12	14	14	15	16	17	15	13	13	13	14	13	12	12	12	12	12	12



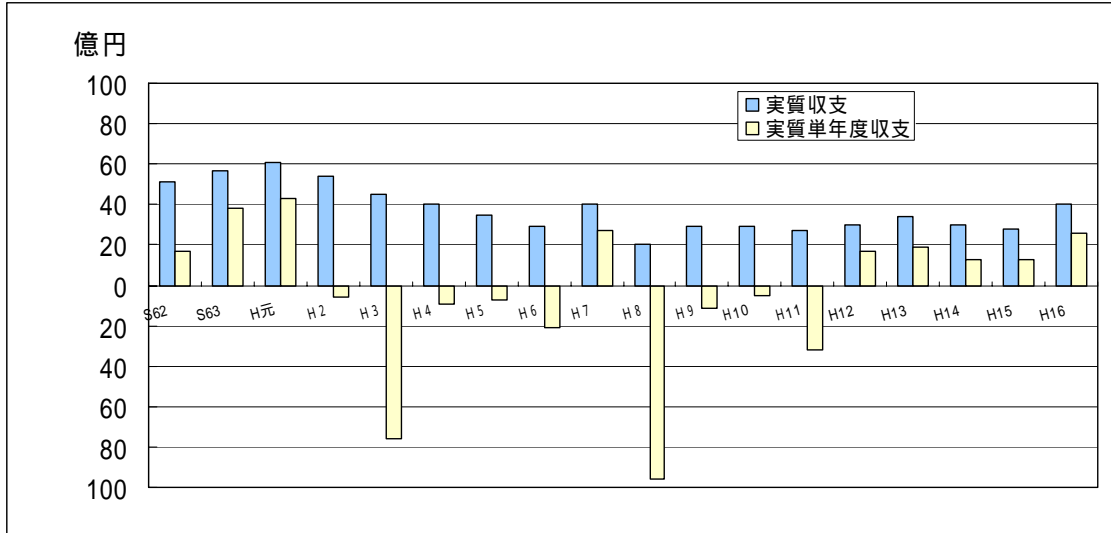
実質収支と実質単年度収支の状況

実質収支は、歳入決算額から歳出決算額と翌年度繰越財源を単純に差し引いたもので、ほとんどの自治体で黒字（プラス）となっています。

それに対して、基金（区の貯金）の中で財源の年度間調整を行うための財政調整基金の積立て・取り崩しを全く行わないとして、これらの要素を控除して算出したのが実質単年度収支です。

新宿区は、平成2年度以降平成11年度までは、平成7年度を除いて、実質単年度収支の赤字（マイナス）が続いていましたが、行財政改革の効果等により、平成12年度から平成16年度まで黒字が続いています。

年度	S62	S63	H元	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
実質収支	51	57	61	54	45	40	35	29	40	20	29	29	27	30	34	30	28	40
実質単年度収支	17	38	43	6	76	9	7	21	27	96	11	5	32	17	19	13	13	26



歳出決算の状況

平成16年度の歳出合計1,008億円の内訳は、義務的経費(人件費、扶助費、公債費)が全体の58.1%(585億円)を占め、投資的経費は4.4%(45億円)、「その他経費」は37.5%(378億円)です。

義務的経費

その支出が義務付けられ、任意に削減できない経費で、職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び特別区債の元利償還等の公債費が含まれます。

この義務的経費が歳出総額に占める割合が高いと、財政構造は弾力性が乏しくなり、区が自主的な事業を行うことが難しくなります。平成3年度は30.6%でしたが、平成16年度で58.1%と高い割合となっています。

増加する扶助費

義務的経費の中で近年大きく伸びているのが、扶助費です。扶助費の増は、景気の低迷などによる生活保護者の増加などによるもので、平成16年度の扶助費は前年度と比べ全体で16億円増え、241億円となりました。これは、歳出合計の23.9%にあたります。昭和62年度の扶助費は121億円で、歳出合計の約15%でした。

投資的経費

道路、学校、各種公共施設の用地の取得や建設事業など、社会資本の整備に要する経費です。

投資的経費は、平成元年度以降、大規模施設の建設が続いたことなどにより急増し、平成3年度には600億円に達しましたが、その後は歳入の減少に併せて大きく圧縮されています。平成9年度以降は、昭和62年度水準を下回る100億円以下で推移しており、平成16年度は4

5 億円で、平成 3 年度の 7.5%となっています。

しかし、今後は震災対策や学校、その他の公共施設の改築等が見込まれており、そのためには多額の経費が必要となります。

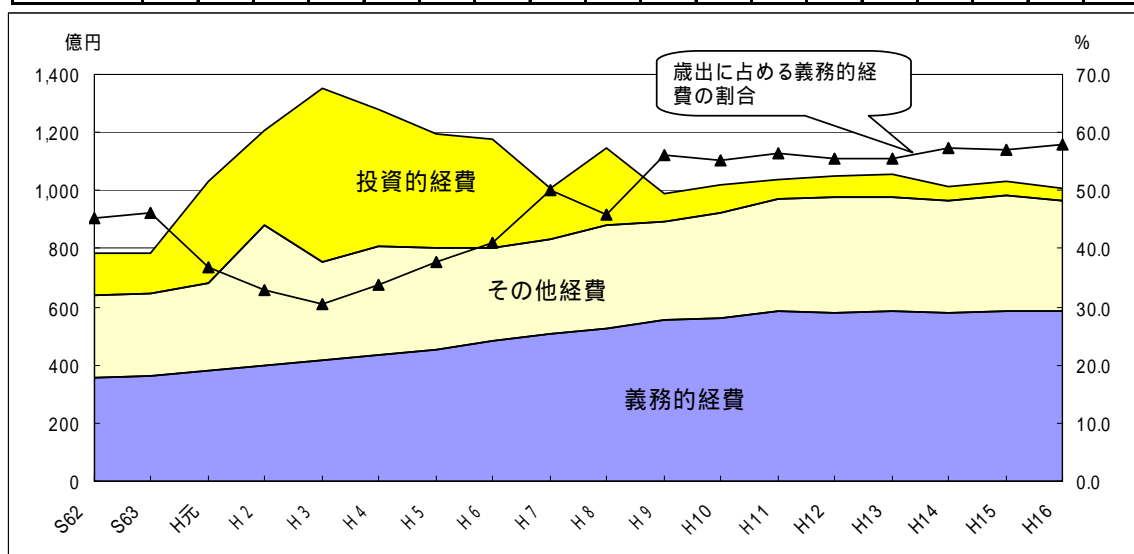
その他経費

義務的経費と投資的経費以外のもので、委託料、維持補修費、積立金、繰出金などです。

大規模な施設の建設は、後年度負担として施設管理費を必要とします。

今後、施設の老朽化等による維持補修費の増加は避けられない負担となってきます。また、国民健康保険や介護保険など特別会計への繰出金も増え続けています。この「その他経費」は平成 16 年度が 378 億円で、歳出全体の 37.5%を占めています。

区分	年度	S62	S63	H元	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16
義務的経費 A		355	364	378	396	415	432	451	483	504	526	554	564	585	581	586	581	586	585
投資的経費		146	141	347	323	599	467	387	378	176	266	95	99	69	67	77	49	44	45
その他経費		283	282	305	486	340	378	354	317	326	353	340	358	385	399	391	385	399	378
歳出合計 B		784	787	1,030	1,205	1,354	1,277	1,192	1,178	1,006	1,145	989	1,021	1,039	1,047	1,053	1,016	1,028	1,008
A / B		45.3	46.3	36.7	32.9	30.6	33.8	37.8	41.0	50.1	45.9	56.0	55.2	56.3	55.5	55.6	57.2	57.0	58.0



歳入決算の状況

平成 16 年度普通会計の歳入合計は 1,054 億円です。内訳は、特別区税、特別区交付金、地方消費税交付金など、使途が制約されずにどのような経費にも使用できる一般財源が全体の 68.1% (718 億円)、国庫支出金、都支出金、使用料及び手数料など、使途が特定されている特定財源が 31.9% (336 億円) です。

特別区税

区で行う住民に身近なサービスに必要な費用は、多くが「特別区民税」をはじめとする「特別区税」によりまかなわれています。しかし、長引く景気の低迷や

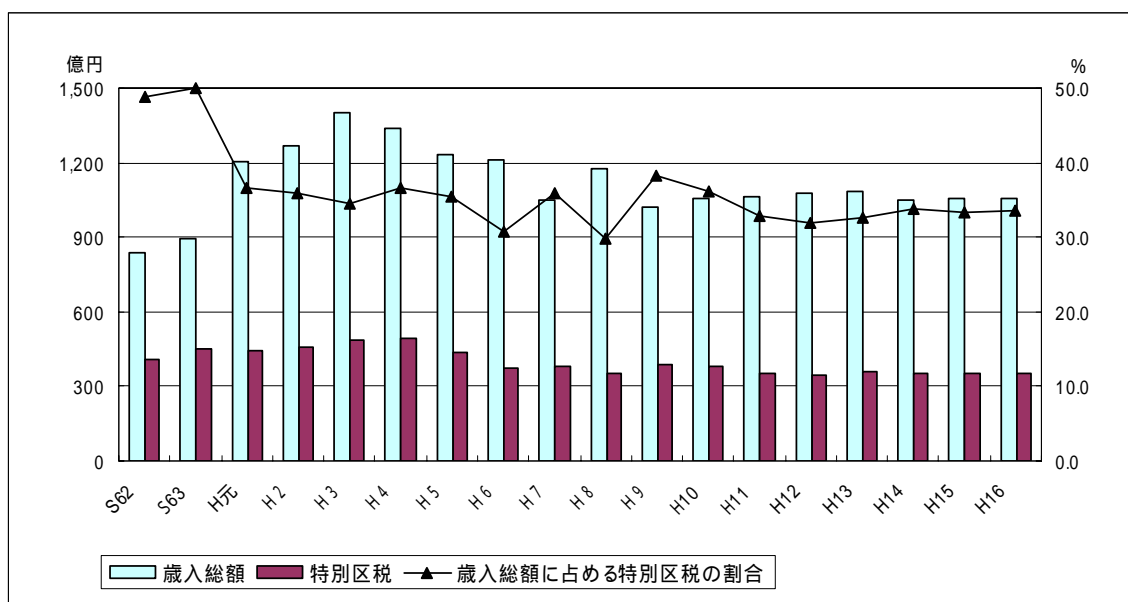
減税の影響を受け、歳入の根幹をなす特別区税の落ち込みが続いています。平成16年度決算では354億円で、ピーク時の平成4年度の491億円と比べ137億円も減少しています。また、歳入総額に占める特別区税の割合は、昭和63年度には約半分(49.9%)を占めていましたが、平成16年度は33.6%で、3分の1程度となっています。特別区税は、平成11年度以降、ピーク時の約7割程度で推移しています。

特別区交付金

23区と東京都は、市町村民税法人分・固定資産税・特別土地保有税の3税を財源として、事務の分担に応じた財政調整を行っています。この財政調整によって区に交付される「特別区交付金」は、特別区税とともに区の主要な財源です。

特別区交付金は、平成2年度には268億円に達しましたが、翌年度以降減少に転じ、平成11年度には169億円となりました。その翌年の平成12年度には、清掃事業等が都から区に移管されたことにより、23区への財源配分が44%から52%になったため、前年度比66億円増となっています。しかし、この配分割合は特別区にとって満足のいくものではなく、特別区の財政自主権が強化されるよう、東京都と協議を進めています。平成16年度の特別区交付金は223億円で歳入全体の21.2%を占めています。

区分	年度	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
歳入総額	A	836	897	1,207	1,267	1,404	1,337	1,233	1,209	1,048	1,177	1,018	1,056	1,066	1,078	1,088	1,046	1,058	1,054
特別区税	B	408	448	443	456	486	491	436	371	377	351	390	381	350	344	356	355	352	354
B/A		48.8	49.9	36.7	36.0	34.6	36.7	35.4	30.7	36.0	29.8	38.3	36.1	32.8	31.9	32.7	33.9	33.3	33.6



・新宿区の課題

以下に示す4つの課題は、「新宿区第四次実施計画」において取り上げた課題と基本的には同じです。

課題 1 . 新しい時代を担う子どもの育成

急速に進む少子高齢化の結果、わが国の総人口は平成17(2005)年に、初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少時代を迎えました。

年間出生数は、昭和48(1973)年以降減少傾向が続いており、1年間に生まれてくる子どもの数は、1970年代前半にはおよそ200万人でしたが、最近では110万人程度にまで減っています。新宿区においても、昭和45(1970)年に生まれた子どもの数は6,500人でしたが、平成3(1991)年には2,000人を割り、その後も1,800人前後で推移しています。

また、新宿区の平成16(2004)年における合計特殊出生率は0.82で、東京都の1.01を下回っています。国が本年6月に示した平成17(2005)年の合計特殊出生率1.25(概数)も下回っています。これは、単身世帯が多いなどの、区の影響しているものと考えられます。(数値は全て住民登録人口を用いています。)

人口減少の進行は、労働力人口の減少や経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下などをもたらす可能性があります。さらに、少子化の進行は、子ども同士の交流機会の減少や家族・地域社会の変容などの影響をもたらすことが予想されます。

家庭・学校・地域で子どもたちが健やかに育つ環境を整えることが求められています。

従来「子育てと仕事の両立支援」に加え、今後は、働き方の見直しや子育てする親自身への支援など、子育てへの支援を、世代を越え、行政や企業、地域社会も含め全ての人作り上げることが求められています。

課題 2 . 高齢者、障害者など誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくり

わが国の65歳以上の高齢者人口は、平成17(2005)年で約2,560万人となり、総人口に占める高齢者の割合(高齢化率)も、20.04%と初めて20%を超えました。9年後の平成27(2015)年には、「第1次ベビーブーム世代」が高齢期(65歳)に到達し、その5年後の平成32(2020)年までは急速に増加すると見込まれています。その後は安定的に推移するものと見込まれていますが、これからの15年、わが国は、高齢化の「最後の急な上り坂」に差し掛かります。

また、平成27(2015)年には、「高齢者のひとり世帯」は570万世帯(高齢者世帯の1/3)に増加し、高齢者夫婦のみ世帯も約610万世帯と見込まれています。特に、高齢者ひとり世帯の増加は都市部において著しいとされています。さらに、現在150万人である認知症高齢者は、平成27(2015)年には250万人に増加すると予測されています。

新宿区においても高齢化の進行が著しく、65歳以上の高齢者は、平成18年4月1日現在で、住民登録人口の19.6%(54,019人)から、2年後の2008年には20%に達すると予測されています。

健康寿命も伸びてきており、高齢期でも活力のある、元気な高齢者が多くなります。特に「団塊の世代」が定年を迎えることにより、地域で活躍する高齢者層が増えることが予測されます。

このように、長寿化の進行は、個人にとって長い高齢期をいかに過ごすかという問題をもたらすことにもなります。また、長寿化の一方で、「介護の長期化」や「介護する側の高齢化」が進行しています。さらに、障害者などハンディキャップを持つ人々が地域社会の一員として、地域で安心して生活できるシステムが求められています。

65歳以上の高齢者が全人口の20%を超える超高齢社会がすぐ間近に迫っています。サービスの受け手としてばかりでなく、社会の担い手としても活躍する高齢者の増加が予想されます。

元気な高齢者、介護を必要とする高齢者、障害のある人など誰もが、その人らしく地域で暮らし続けることができ、地域全体で支え合う社会が求められています。

課題 3 . 安全で快適な文化の薫るまちづくり

これまで当たり前であった社会の「安全・安心」がゆらぎ、治安、環境などへの不安がひろがっています。また、地震・台風など自然災害への備えが一層求められています。生活の安全・安心を確保するために「互いに顔が見える」地域社会づくりの重要性が増しています。

一方、地球規模の環境問題により、社会の持続可能性が脅かされています。現在の環境問題は、私たちの日常生活が原因となっているものが多く、その解決のためには、身近な環境問題に目を向け、環境に配慮した生活・行動が求められています。

さらに、成熟社会の到来により、生活の質の向上がより求められ、生活様式や価値観の多様化が進んでいます。地域の生活においても、いかに豊かな時間を過ごすかが重要になってきています。「ゆとりある生活」や「スローライフ」が共感を持たれるなど、心の豊かさが求められるようになってきています。それにつれ、自分たちのまちやまちの歴史・文化に関心を寄せる人が増えています。

安全・安心・快適という都市の基本的要素の整備・充実に加えて、自分たちのまちの歴史や文化を知り、まちに積極的に関わり、行動することにより、愛着と誇りが育まれるようなまちづくりを進めていく必要があります。

課題 4 . 柔軟で多様な開かれた参画システムの構築

都市化、核家族化の進行は、地域社会における人間関係の希薄化をもたらしました。地域が持っていた支え合い、助け合いの機能が失われ、かつては親族や近隣から得られていた支援や知恵が得られにくくなり、地域における子育て力の低下や治安の悪化などの問題が顕在化してきています。

こうした地域課題の解決や多様化するニーズに対して、行政だけできめ細かなサービスを提供することが難しくなってきています。自分の関心のある分野で経験や能力をいかし、様々な関係者と協力しながら、個人では解決できない地域の様々な課題に自発的に取り組むNPOや市民活動が活発化し、新たな公共の担い手として注目されています。

地方分権改革を背景に、基礎自治体は自治の能力と体力を身につけ、地域のことは、区民等と共に自らの創意工夫により解決する行政への転換が求められています。

また、これからは元気な中高年者をはじめ、地域を基盤に生活をする人が増えることが予想されるため、地域における新たな交流やネットワークづくりが求められています。区民をはじめとした多様な主体との協働をとおり、地域における新しいかたちの人々とのつながりを形成することが求められています。